

4月24日付回答で示された「1967年所見」の確認 と再回答の要請について

2020年6月10日

国立大学協会会長 永田恭介様
理事各位
会員各位

軍学共同反対連絡会

共同代表 池内 了（名古屋大学名誉教授）
香山 リカ（立教大学教授）
野田 隆三郎（岡山大学名誉教授）

コロナ危機下で多くの大学が閉鎖され、オンライン授業に切り替わっている中で、教育と研究の維持・発展のために尽力されている皆様に敬意を表します。

さて、軍学共同反対連絡会が国立大学協会に提出した4月13日付質問書に対して、4月24日付で国立大学協会会長永田恭介様よりご回答をいただきました。ありがとうございました。

しかし、上記質問書に対し質問事項2,3については残念ながら誠意ある回答とは思えません。そこで別紙のように再度質問をさせていただきます。これは市民・研究者6836人（6月10日現在 <http://chng.it/2NHGVyfCFp>）を代表して提出するものですので、6月15日の総会で議論され、最高学府を統括する貴協会にふさわしい回答を示されますよう要請します。回答は各質問毎に、質問内容に即して的確に回答されますようお願いいたします。なお回答は6月30日までに当連絡会に文書でお寄せくださいますようお願いいたします。

なお、回答書では、1967年の国立大学協会第39回総会における議論を踏まえた当時の大河内一男会長「所見」についての質問1に対し、「当時の考え方は、現在も維持されています」と答えられています。これは大変重要なことですので、本通常総会において、国立大学協会の会員の皆様が改めて1967年所見をお読みいただき、確認されるようお願いしたいと思います。

1967年「国立大学協会会長所見」とその背景について

国大協事務局が示した「当時の考え方」が表明されている所見全文を紹介します。（「国立大学協会会報第37号昭和42年8月」）

所見（1967年6月27日）

最近、日本の大学の一部において、外国の軍の資金等の援助をえた研究が行われている点が、国会等で問題とされているが、これらの援助を受けることは、日本の大学としては望ましくない。

本来、平和目的と軍事目的との区分はしばしば不分明であるのだから、研究の性格については、それぞれの専門領域に責任を負っている者の学問的良心による判断が要請される。このことはまた、研究者個人に対してのみならず、大学における個々の部局や管理機関に対しても当てはまる。

なお、学問研究における国際協力がいよいよ要請されている現在、日本の研究者が学問の国際的発展から隔絶されることのないよう、この際政府は格段の配慮を払うべきである。

なお、議事要録にはこの所見の前に次のことが記されています。

国会でも問題になったところであるが、外国の軍の資金の受け入れについては、文部省でも何らかの見解を表明するかもしれないが、この問題は、むしろ大学が見識をもって態度を決めるべきであると思うので、国立大学協会としても一定の原則を立てたほうが良いと思う。そこで総会の了承が得られれば、会長所見としてでも次の趣旨のことを公表したい旨の発言があり、いずれも了承された。

この「問題」とは日本の大学等が米軍資金を受けていたことです。その年の5月5日に朝日新聞が「物理学会に米軍資金」と報じ、社会的に大きな問題となりました。66年9月の半導体国際会議への米陸軍からの補助金280万円をはじめ、全国19大学、研究所の学者54名が総額1億4400万円の研究費を受けていたのです。その後文部省はこの8年間に米陸軍資金3億8700万円が25大学9研究所2学会に提供されていたことを国会に報告しました。このことに対して全国の大学研究者や市民から追及の声が上がりました。6月5日付の東京大学新聞は「軍事研究は容認できない」という大河内一男総長の談話を次のように報じています。

「東大としては、南原総長の時代から、軍事研究に従事しない、外国の軍隊の研究はおこなわない、軍の研究援助は受けない、などを原則としてきたし、東大としては今もその線にのっていると信じている。米軍資金との関係で、4、5のケースが新聞にでていたが、関係者自身、どこまでその研究が外国の軍隊の計画であることを知っていたか疑問である。しかし、外国の軍

事研究の片棒をかつぐことは容認できない。もし、自分の研究が外国の軍事研究と知っていたなら、言語道断である。今後、こうした問題については、学部、研究所などが全体で検討する姿勢が必要と思う。」

全国の大学でそのような声上がる中で、6月26～27日に開催された国大協総会で上記の国大協会長「所見」が発表されたのです。それは直接には「外国の軍の資金を受けることは望ましくない」としていますが、その前提として「軍事目的のための科学研究を行わない」という考えが大河内会長をはじめ国大協全体の中で自明のことでありました。朝日新聞1967年6月28日は「この所見は、いわば国大協としての統一見解で、「大学のモラル」を打出したものである。」と報じているように、社会も大学の良心を好意的に受け取ったことがわかります。

したがって今回、国大協が1967年所見の考えを維持すると表明したことは、大変重要な意味を持っています。ぜひ国大協総会で、その意義を確認していただきたいと思えます。

なおつけ加えておきたいことは、「問題」はこれに留まらず、同じ27日には日本学術会議の「軍事研究問題についての懇談会」が開かれ、米軍をはじめ外国軍からの研究援助資金はいっさい受けるべきではないとの意見がつよく出され、学術会議としての統一アピールを発表することへと進んだことです。それが10月の日本学術会議第49回総会での「軍事目的のための科学研究を行わない声明」に結実しました。その声明は「真理の探究のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭に置き、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決議を声明する」と締めくくられています。

このように、国大協の会長「所見」が日本学術会議にも大きな影響を与えたように、国大協はそれだけの大きな存在であり、その社会的責任もあることを意識していただくよう強く希望いたします。

軍学共同反対連絡会 <http://no-military-research.jp/>
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 茶州ビル 9階
日本科学者会議 気付

問い合わせ、連絡先 連絡会事務局長 小寺隆幸
kodera@tachibana-u.ac.jp

軍学共同反対連絡会より国立大学協会への 再質問書

2020年6月10日

《質問1》 省略（既にご回答いただきました）

《質問2》 これまで安全保障技術研究推進制度に応募・採択された国立大学のほとんどすべてが「応募研究は民生用の基礎研究であり、軍事研究ではない」と主張して応募を正当化しています。

このことに関して以下の2点について国立大学協会としての明確な見解をお伺いします。

(1) まず軍事研究という言葉の意味についてです。国立大学協会は、4月24日の回答の中で「軍事研究という言葉の定義は、それぞれの立場での考え方や価値観等により、その捉え方が異なり曖昧です」と述べられました。その一方、永田恭介会長は 去る3月26日、筑波大学学長定例記者会見において「軍事研究とは、他国の国民の命、領土を奪う行為につながるアタッキングのための研究であり、アタッキングではない防衛のための研究は軍事研究には当たらない」との見解を示されました（毎日新聞3月27日デジタル版）。永田学長は国大協会長でもあることから、この発言は多くの市民・研究者に衝撃を与えています。国大協が「定義は立場により異なる」というなら会長である永田学長のこの発言は国大協の立場と受け取らざるを得ません。もしそうなら、いつ、どのように国大協はそうした立場を採用することとなったのでしょうか？そして国大協として「防衛のための研究は軍事研究には当たらない」という立場をとるならば、なにゆえにその立場をとるのかについて国大協としての見解を示すべき社会的責任があります。その見解をお示してください。

(2) 回答は私たちの質問2(2)と質問3を一括して答えていますが、全く回答になっていません。そこで改めて同じ質問を行いますので明確にお答えください。

安全保障技術研究推進制度の令和2年度公募要領には「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託します」と書かれています。このように公募する防衛装備庁は、将来の軍事利用を目的に、民生技術についての基礎研究を公募しているにもかかわらず、応募する側の大学が「民生用の基礎研究であり軍事研究ではない」と主張することは、全く意味のないことであり、応募を正当化する理由にはなり得ないと考えますがいかがですか。このことについて国立大学協会の明確な見解をお示してください。

《質問3》 日本学術会議2017年声明は軍事研究との訣別を誓った1950年声明及び1967年声明を継承するとしたうえで、安全保障技術推進制度は「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と指摘しています。この声明が出されて以降、多くの国立大学が、同制度に応募しないことを決定し、その結果、2015年の制度発足時には58件もあった大学からの応募は2019年度一次募集では8件にまで激減しています。国立大学協会会長は、大学の社会的責任を高く掲げ、全国の86国立大学をまとめる立場にあります。その国立大学協会会長の所属大学が、このような流れに逆行して、大規模研究タイプSに、全国の大学に先駆けて応募・採択されたことは、同制度に対する全国の大学の今後の動向に重大な影響を及ぼすとともに、国立大学協会及び国立大学そのものに対する国民の信頼を著しく失墜させると考えます。

先の私たちの質問書では、このことについて国立大学協会としての見解を伺いました。それに対する4月24日付の国立大学協会の回答は上記の質問に対する回答になっていません。しかも、「各大学の理念にもとづき個別事情に応じて慎重な議論を行い対応していく問題だと認識しています」と述べていますが、日本学術会議の「問題が多い」という「声明」のメッセージの否定的評価は明確で、その上に立って多くの大学が応募をしないと判断しているとみるべきです。貴協会としても、貴協会の理念にもとづき、1967年会長所見のような、何らかの指針を表明する必要があるのではないのでしょうか。

先の質問に対する回答とあわせ、国立大学協会としての明確な見解をお聞かせください。

以上

6月30日までに下記へ文書でお寄せくださいますようお願いいたします。

軍学共同反対連絡会 <http://no-military-research.jp/>
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 茶州ビル 9階
日本科学者会議 気付